

第79回国連総会

「核兵器のない世界」に向けた共通のロードマップ構築のための取組」決議（仮訳）

総会は、

- 「核兵器のない世界」の実現が国際社会の共通の目標であることを再確認し、
- 広島と長崎で核兵器が使用されてから79年が経過したことを想起し、
- 核兵器不拡散条約（NPT）が、国際的な核不拡散・核軍縮アーキテクチャーの礎石であり、原子力・原子力科学・原子力技術の平和的利用の恩恵を促進する上での重要な要素であることを再確認し、同条約第6条の規定を含め、互いに強化し合う三つの柱の全てにおける、条約の完全かつ着実な履行及び同条約の普遍性の更なる向上への決意を再確認し、
- NPT締約国が、1995年運用検討・延長会議の決定及び決議、2000年運用検討会議の成果文書（特に、核兵器国による核軍縮に向けた核戦力の全面的廃絶の達成のための明確な約束）並びに2010年運用検討会議で採択された結論及び今後の行動に関する勧告を含む全ての既存のコミットメントの有効性を再確認し、上記のコミットメントの全締約国による完全かつ効果的な履行が同条約の一体性と信頼性にとって不可欠であることを再確認することに留意し、
- 2023年7月24日から28日にかけて開催されたNPT運用検討プロセス強化に関する作業部会、2023年7月31日から8月11日にかけて、及び2024年7月22日から8月2日にかけて開催された第11回NPT運用検討会議第1回及び第2回準備委員会における議論、並びに作業部会議長による作業文書、2024年の準備委員会の議長サマリー及び「第2回及び第3回準備委員会で重点的に議論される可能性のある分野に関する2023年及び2024年の準備委員会の議長による考察」にも留意し、議長がこのような文書を作成する慣行を歓迎し、これらの議論や諸文書が第3回準備委員会に向けた有益な貢献となることを強調し、
- ウクライナの主権及び領土一体性に対する進行中の行動並びに地域的及び国際的な安全保障に影響を及ぼす無責任な核のレトリックを含む国際安全保障環境の悪化により、冷戦の最盛期以降これまでになく核兵器使用の脅威が高まっていることに深い懸念を表明し、

- 高度な核兵器及び新たな種類の運搬手段の開発を含む一部の核兵器国による核戦力の急速かつ不透明な量的拡大及び不透明な質的改良、安全保障政策における核兵器の継続的な役割並びにこれらの活動を取り巻く不均等な透明性の水準に対する懸念を共有し、
- 新戦略兵器削減条約（新START）の停止と称する一方的な措置に深い遺憾の意を表明し、ロシアが同条約の完全な履行に戻ることの緊急性と重要性を強調し、2026年の期間満了までに新STARTの後継となる枠組みについて誠実な交渉を追求するよう求め、
- 核軍備競争を防止し、核兵器の最終的な廃絶に向けた道のりの準備に寄与するための効果的な措置について、誠意をもって軍備管理対話を開始し積極的に関与する核兵器国の特別な責任を再確認し、核兵器国に対し二国間及び多国間で核リスク低減のための対話及び具体的な行動を追求することを要請し、
- 2022年1月3日の、5核兵器国首脳による核戦争の防止と軍拡競争の回避に関する共同声明に従い、特に「核戦争に勝者はなく、核戦争は決して戦われてはならない」こと、及び我々はそのような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力をしなければならないことに留意し、同声明に含まれるコミットメントの履行に向けた、軍事衝突を避け、安定性及び予測可能性を強化し、相互理解と信頼を高め、誰にも利益をもたらさず全人類を危険にさらす軍備競争を防止するための二国間及び多国間での外交的アプローチを含む具体的措置を核兵器国が追求する必要性を確認し、全ての核兵器国に対して、核に関する概念、ドクトリン、政策及びリスク低減について意見交換を行うための系統立った取組を通じて関与することに対するコミットメントを果たすことの重要性を想起し、
- 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に向けた実質的な進捗の欠如に深刻な懸念をもって留意し、軍縮会議での更なる議論を歓迎し、また一部の核兵器国が宣言した自主的な核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを歓迎し、かかる条約の進捗に向けた政治的意思の重要性を強調するとともに関連する取組を歓迎し、
- 非核兵器地帯条約及び関連する議定書並びに1994年のウクライナのNPTへの加入に際して認められた安全保証に関する覚書（注：ブダペスト覚書）に基づくコミットメントを含め、一方的に又は多国間でNPT上の非核兵器国に対して供与される消極的安全保証に関連する全ての既存の義務及びコミットメントを全ての核兵器国が完全に遵守することの重要性を再確認し、

- 関係地域の国家間で任意に達成される取決めにに基づき、かつ、全会一致で採択された国連軍縮委員会の１９９９年のガイドラインに従って、適当な場合かつ非核兵器地帯が存在しない場所において更なる非核兵器地帯を設置することを奨励し、
- 南極条約、ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）、南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）、東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）、アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）、中央アジア非核兵器地帯条約（セメイ条約）並びにモンゴルの一国非核の地位が、核軍縮・不拡散の目的の達成に向けて果たし続ける貢献を認識し、
- １９９５年ＮＰＴ運用検討・延長会議における決定及び中東決議並びに２０００年及び２０１０年ＮＰＴ運用検討会議の最終文書の重要性を認識し、地域の国家間で任意に達成される取決めにに基づき、かつ、１９９５年中東決議に従って、中東における核兵器及び他のあらゆる大量破壊兵器並びにそれらの運搬手段が存在しない地帯の設置への支持を再確認し、また、関連する取組に留意し、
- 国際の安定、平和及び安全を促進する態様で、かつ、全ての者にとっての安全保障を損なうことなく増大させるとの原則に基づき、全ての国、特に核兵器国が、核兵器の全面的廃絶に向けて更なる実践的な取組及び効果的な措置をとることの重要性を強調し、
- 核兵器が存在する限り核リスクは存続することを認識し、核兵器の全面的廃絶こそが核兵器に関連するあらゆるリスクを取り除く唯一の手段であることを再確認し、
- リスク低減は核軍縮を代替するものでなく、またその前提条件でもないこと、またこの分野における取組は第６条の義務及び関連する核軍縮に関するコミットメントの履行の前進に貢献し、補完するものであるべきことを再確認し、
- 核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末への深い懸念を改めて表明し、この認識が核軍縮に向けた我々のアプローチと取組を支え続けるべきであることを再確認し、これに関し、指導者や若者等の広島及び長崎への訪問を歓迎し、

- 核兵器禁止条約が２０１７年７月７日に採択されたことを認識し、同条約が国連事務総長により２０１７年９月２０日に署名のため開放され、２０２１年１月２２日に効力を生じ、２０２２年６月２１日から２３日にかけて第１回締約国会合が、２０２３年１１月２７日から１２月１日にかけて第２回締約国会合が開催されたことに留意し、
 - 国際的な核不拡散・核軍縮アーキテクチャーの更なる強化が国際の平和と安全に不可欠であることを再確認し、無差別にかつＮＰＴに従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについての全てのＮＰＴ締約国の奪い得ない権利、並びに平和的目的での原子力技術の可能な最大限度までの利用及び交換のための保証措置、原子力安全及び核セキュリティの重要性を再確認し、そのような平和的目的のための原子力の活用の更なる発展が持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に大いに貢献することを強調し、
 - 女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加とリーダーシップを確保すること、並びに核軍縮及び不拡散の意思決定プロセスのあらゆる側面にジェンダーの観点を更に統合することの重要性を再確認し、
 - 説明責任を強化しながら核軍縮の透明性、検証可能性及び不可逆性を確保するための更なる作業が必要であることを留意し、透明性・報告・説明責任措置に関するものを始めとするＮＰＴ運用検討プロセス強化に関する作業部会での議論及び一部の核兵器国による自国の核兵器に関する透明性（核戦力についての数的・質的情報、核政策、ドクトリン、予算及び近代化計画に関する情報の公開を含む。）を示すための取組を歓迎し、
- １ 全ての国、特に核兵器国に対し、核兵器の完全な廃絶がなされるまでの間、核兵器が二度と使用されないことを確保するようあらゆる努力を行うこと、また、核戦争を回避することが全ての国の共通の利益であるとの認識に基づき、核兵器の使用に関する扇動的なレトリックを自制することを要請する。
 - ２ 核兵器国に対し、核兵器の完全な廃絶がなされるまでの間、核兵器国のそれぞれの義務やコミットメントと整合的な形で、非核兵器地帯に係る条約及び関連議定書に関連したものを含む核兵器国による全ての既存の消極的安全保証を尊重し、ＮＰＴ上の非核兵器国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないよう要請する。

- 3 全ての国、特に核兵器国に対し、NPTの下での義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用すること、2010年行動計画のアクション21に沿って、自国の安全保障を害することなく、核兵器と能力に関する具体的なデータに関する情報を提供すること、また、核政策、ドクトリン及び核リスク低減措置（核兵器又は他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産状況を含む。）を含む核軍縮関連の国家施策に関する情報を提供することにより、強化された透明性措置を直ちに追求すること、また、2010年行動計画のアクション20及び21並びにNPT/CONF.2020/WP.77（注：第10回NPT運用検討会議作業文書（WP.77））のpara 187（35）を有用な参考として考慮し、NPTの履行に関する詳細な報告を頻繁に提供し、これらの報告について議論する機会を提供すること、そして核兵器国、特にまだそうしていない国に対し、将来のNPT運用検討プロセスの中での会合における非核兵器国及び市民社会の参加者との双方向の議論とともに行われる国別報告書についての開かれた形での説明のための定期的なプロセスを通じたものを含め、非核兵器国と核戦力及び核軍備競争の制限に関する透明性についての有意義な対話を行うとともに、そのような慣行を継続することを要請する。
- 4 現在いくつかの国の行動によりリスクにさらされている国際的な核兵器の減少傾向を維持することが、「核兵器のない世界」に近づく上で不可欠であることを強調し、全ての国、特に核兵器国に対し、この傾向を維持し、場所を問わず配備済み及び非配備のあらゆる種類の核兵器を削減及び究極的に廃絶するための更なる取組を単独、二国間、地域的及び多国間の措置を通じたものを含めて行うことを要請する。

- 5 軍縮会議に対し、C D / 1 2 9 9 及び同文書に含まれるマンデートに従い、核兵器又は他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産を禁止する、無差別、多国間で国際的にかつ効果的に検証可能な条約の交渉を即時に開始し、早期妥結に導くことを要請するとともに、会議の加盟国に上記の目標に向けた会議の関連する活動に参与するよう要請し、さらに核兵器国に対し、核兵器及びその他の核爆発装置に使用のための核分裂性物質の生産に関する自発的モラトリウムを宣言又は維持することを要請し、まだそうしていない全ての国に対し、2010年行動計画のアクション18に沿って、核兵器又はその他の核爆発装置に使用のための核分裂性物質の生産施設を解体し、又は平和的目的へ転換するよう奨励し、2010年行動計画のアクション16のとおり、核兵器国に対して、軍事目的にもはや不要と判断した全ての核分裂性物質のストックを適当な場合には国際原子力機関（I A E A）に申告すること、及びかかる物質が、恒常的に軍事用プログラムの外にあることを確保するため、かかる物質を実行可能な限り速やかにI A E Aの又はその他の関連する国際的な検証及びかかる物質の平和的目的のための処理に関する取決めの下に置くことにコミットするよう奨励する。
- 6 民生用プルトニウムの管理の透明性が維持されなければならない、民生用プログラムを装った軍事用プログラムのためのプルトニウムの生産又は生産支援のいかなる試みもN P Tの目的を損なうものであること及びプルトニウム管理指針（I N F C I R C 5 4 9）の実施の重要性を強調するとともに、この点に関し、平和的原子力活動における全てのプルトニウムの保有量をI A E Aに年次報告することにコミットした全ての国に対し、かかるコミットメントを履行することを要請する。
- 7 包括的核実験禁止条約（C T B T）に未だ署名又は批准していない国、特に条約の発効のためにその批准が必要な国として附属書2に掲げられている現時点の9か国については、あらゆる便宜を図って、署名及び／又は批准すること、また、C T B Tの効力発生までの間、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発並びに同条約の趣旨及び目的を失わせることとなるようないかなる行為も差し控え、核兵器の実験的爆発に関するモラトリウムを宣言し、又は既存のモラトリウムを維持すること、また、同条約の効力発生に向けた準備作業において、包括的核実験禁止条約機関（C T B T O）準備委員会を支援することを要請する。

- 8 全ての国、特に核兵器国に対し、誤算、誤解、ミスコミュニケーション又は事故により生じる核兵器使用に関するリスクを軽減し、特に核兵器国間及び核兵器国と非核兵器国との間の対話を強化するために必要な効果的なリスク低減措置の更なる特定、探求及び実施を約束すること、効果的な危機の予防及び管理の取決め、メカニズム及び手段を策定させ、実施するためにあらゆる努力を払うこと、並びに相互に又は核兵器を保有する他の国に対して照準を合わせないとの慣行を維持するとともに警戒レベルを可能な限り低く保つことを要請する。
- 9 全ての国に対し、核軍縮を支援するため、また、NPT第6条の目的を達成するための効果的な手段として、多国間の軍縮検証と能力構築を発展させるためのイニシアティブへの支援を強化するとともに、この問題に関する核兵器国と非核兵器国との間のパートナーシップの重要性を考慮し、また、そのようなイニシアティブへの全ての国の幅広い参加を奨励しつつ、核軍縮検証に関する概念的及び実践的な作業を更に進めるよう要請し、2023年5月に核軍縮検証問題を更に検討するための政府専門家会合が、コンセンサスにより最終報告書を採択したことを歓迎する。
- 10 NPTの一体性と保障措置制度の權威を維持するために、NPTの下での義務を遵守し、全ての不遵守問題に対処することの重要性を強調する。
- 11 関連安保理決議に従った北朝鮮の全ての核兵器及び既存の核計画並びにその他全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現へのコミットメント並びに全ての加盟国による全ての関連安保理決議の完全な履行の義務を再確認し、北朝鮮が2022年9月9日に核兵器の使用の敷居を引き下げる核政策に関する新たな法律を発表したこと、2023年9月に核戦力の拡大政策を憲法に追加したこと、及び最近ウラン濃縮施設の画像が初めて公開されたことに深刻な懸念をもって留意し、北朝鮮に対し、NPT及びIAEA保障措置の完全な遵守への早期復帰を要請し、北朝鮮は、NPTの下で核兵器国の地位を有することはできず、有することは決してないことを確認する。

12 全ての国に対し、「核兵器のない世界」の実現を支援するNPTの目標を前進させるための有効かつ効果的な手段である核軍縮・不拡散教育に関する取組、特に対話プラットフォーム、メンタリング、インターンシップ、フェローシップ、奨学金、モデルイベントやユースグループの活動等を通じた若い世代が積極的に関与できる取組を促進すること、また、指導者、若者その他の人々が、国籍や出自を問わず核兵器の使用によって苦しみながら、2024年ノーベル平和賞によって認められた日本被団協の活動を含む、長年にわたる世界中の草の根の活動を通じて自らの経験を将来の世代に引き継いできた被爆者を含むコミュニティや人々への訪問及びかかるコミュニティや人々との交流等を通じて、核兵器使用の実相に対する理解を向上させることを要請し、特に、P5の学術者の若手専門家ネットワーク、The Youth4Disarmament Initiative、「軍縮教育：学習のためのリソース」及び「核兵器のない世界」のためのユース非核リーダー基金」を始めとする、この点に関する具体的な措置を歓迎する。

13 第80会期の暫定議題案に、議題「全面的かつ完全な軍縮」下の小項目「核兵器のない世界」に向けた共通のロードマップ構築のための取組」を含めることを決定する。